

御杖村区長等の報償金等に関する要綱の一部を改正する告示

御杖村区長等の報償金等に関する要綱(令和2年御杖村告示第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「130,000円」を「156,000円」に改め、同条第3項中「17,000円」を「20,400円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。